

ネットバンキングを悪用した還付金詐欺に注意！



還付金詐欺はこれまでATMで振り込ませる手口が主でしたが、ネットバンキングを悪用した還付金詐欺の相談が寄せられています。役所などの公的機関をかたり「保険料の還付がある」などと電話し、還付金を受け取るためと言って銀行口座の番号や暗証番号などを聞き出し、本人に成り済ましてインターネットバンキングの利用を申し込み、預金を他の口座に不正に送金する手口です。

相談事例

- 市役所職員を名乗る男性から「健康保険料の払い戻しが約3万円ある」と電話があり、払い戻しをしてもらうことにした。その後、払い戻し先の口座がある金融機関を名乗った電話があり、暗証番号を聞かれた。教えたくなかったが「キャッシュカードや通帳がそちらにあるので大丈夫」と言われ、伝えてしまった。不安になり、その金融機関に確認すると、勝手にインターネットバンキングの申し込みがされていた。(60歳代 男性)



注意

- 公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切ってください。
- お金が返ってくるという電話は、詐欺の可能性があります。すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」）。



「お金が返ってくる」は詐欺!!

ポイント

- よくわからないまま手続きをするのは危険です。不審に思ったら、金融機関で詳しい説明を受けましょう。
- 万が一、口座番号・キャッシュカード暗証番号・ご契約番号（ログインID）または口座番号・パスワードなどを教えてしまった場合は、ただちに金融機関に連絡しましょう。

相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。

消費者ホットライン188 又は 愛媛県消費生活センター
(最寄りの消費生活相談窓口につながります。) 089-925-3700
(相談専用)

日々の安全・安心な生活に『愛媛県警察まもるナビ』
をお役立てください！



iPhoneから



Androidから

